

京都市告示第484号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年12月26日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	桂水0153号	西京区桂上豆田町39番地の47地先 同町50番地の5地先	
2	大原野水0704号	西京区大原野灰方町653番地地先 同町661番地地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	納所水5007号	伏見区納所下野1番地の4地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)